



## 玉名市学校教育情報化推進計画

— 新しい学習スタイルの構築と校務の情報化の推進 —



令和5年2月策定

玉名市教育委員会

## 目 次

計画の策定にあたって	1
I 本市の現状と課題	2
1 現状	2
2 課題	2
II 推進計画	3
1 策定の趣旨	3
2 目標	3
3 基本的な考え方	3
III 目標を実現するための取組	4
1 情報活用能力の育成（児童生徒）	4
(1) ICT機器の基本的な操作方法の習得と活用する力の育成	4
(2) プログラミング的思考の育成	5
(3) 情報社会に主体的に参画する態度と情報モラルの育成	5
2 ICTを効果的に活用した授業改善（教員）	6
(1) ICTを活用した分かりやすく魅力ある授業づくり	6
(2) ICT活用指導力の育成	6
(3) タブレット端末持ち帰りによる、授業と家庭学習を循環させる 主体的学習の推進	7
3 校務の情報化（教育委員会）	7
(1) 校務の効率化を図ることによる、教員と児童生徒が向き合う 時間の創出	7
(2) 家庭や地域との連携・協力に向けた情報発信の推進	8
(3) 情報セキュリティ対策の徹底	8
IV 関係資料	
1 玉名市小中学生タブレット活用スキル一覧表	
2 教員のタブレット活用スキル基本操作 30 項目【小中学校版】	
3 情報モラル指導カリキュラムチェックリスト	
4 情報モラル教育指導カリキュラム小 1～中 3	
5 教育の情報化のための環境整備	
6 用語解説 ※ 文中の*数字がついている語句について、説明しています。	

## 計画の策定にあたって

令和元年6月「学校教育の情報化の推進に関する法律」が施行され、同年12月には、文部科学省が「G I G A<sup>\*1</sup>スクール構想」を発表。令和時代のスタンダードな学校像として、児童生徒及び教員に対する1人1台の端末と学校内への高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備を全国一律に進め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正で個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させるための取組を進めている。さらに、令和2年度から順次導入された新学習指導要領<sup>\*2</sup>においては、言語能力<sup>\*3</sup>と同様に「情報活用能力」を「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけ、教科等横断的に育成を図ることとされており、各自治体に対し、必要なICT環境を整え<sup>\*4</sup>ると同時に、これを適切に活用した学習活動の充実を求めている。

本市においては、これまでもICT機器の整備やICTを活用した授業への支援などを行ってきたが、児童生徒の学習状況等を踏まえ、引き続き、環境整備に加え機器の維持管理や人的支援に努めるなど、ICTの円滑な運用に取り組むとともに、各種研修等を通じて、教員一人一人がICT活用指導力を高めることで、全ての児童生徒に、情報活用能力を育成する必要があると考えている。

また、教育の質の向上に向け、教員と児童生徒が向き合う時間を確保できるよう、校務の情報化により業務の効率化を進めるとともに、家庭・地域にICTを活用した教育について積極的に情報発信し、理解と協力を図っていく必要がある。さらに、「学校教育の情報化の推進」を通じて、児童生徒一人一人が自分の良さや可能性を認識し、夢や希望の実現に向け、たくましく人生を切り拓くことができるよう、「玉名市学校教育情報化推進計画」を策定し、玉名市の取組を進めていきたい。

※ 文中の\*数字がついている語句については、関係資料の「6 用語解説」で説明しています。

## I 本市の現状と課題

### 1 現状

- (1) ハード面において、校内無線LAN<sup>\*6</sup>環境を整備するとともに、児童生徒全員にタブレット端末<sup>\*7</sup>を1台ずつ配布。併せて、充電保管庫を設置した。また、全ての普通教室に大型提示装置<sup>\*8</sup>を配備した。以上のことで、タブレット端末を使った調べ学習やグループ討議<sup>\*9</sup>、学習発表といった協働学習<sup>\*9</sup>に取り組むことができるなど、多様な学びの機会と活動の場を提供することができる。
- (2) ソフト面では、児童生徒用のタブレット端末に、授業支援ソフトウェア<sup>\*10</sup>及び学習支援ソフトウェア<sup>\*11</sup>を導入している。
- (3) 文部科学省が実施した「令和3年度 学校における教育の情報化の実態等に関する調査<sup>\*12</sup>」では、教員のICT活用指導力等について、「できる」「ややできる」と回答した割合が、すべての項目で全国平均を上回っている。
- (4) 校務処理のための校務用パソコンを、教職員に1台ずつ配備するとともに、学習状況や出欠記録、サービス等を管理するための校務支援システム<sup>\*13</sup>を導入している。

### 2 課題

- (1) 児童生徒全員が、学級で一斉に調べ学習等のインターネット検索を行った場合でも、安定的に稼働するネットワーク環境を維持・管理していく必要がある。また、遠隔教育<sup>\*14</sup>や、学校の臨時休業等の緊急時におけるオンライン学習等<sup>\*15</sup>についても積極的に推進していく必要がある。
- (2) 校務支援ソフトウェア<sup>\*16</sup>や学習支援ソフトウェアの活用については、指導者の技能や使用意識が大きくかかわってくる。そのため、ICT支援員<sup>\*17</sup>を活用した実技研修等を行うことにより、指導者の技能や使用意識を高めていく必要がある。
- (3) 本市が実施した「令和4年度 玉名市教員タブレット活用スキル“子供たちのためにこれだけは身に付けておこう！”基本操作30項目」（以下、「タブレット活用スキル基本操作30項目）」における令和4年10月までの教員の定着状況調査の結果、「できる」と回答した割合は、小学校教員が7割、中学校教員が6割だった。今後、ICT支援員を活用した研修等をとおして、さらなる定着を図っていく必要がある。

- (4) 教職員が対処すべき課題が増え、児童生徒と向き合う時間、校務処理の時間が足りない現状となっている。働き方改革の一環として、校務の情報化を進めることで、ICT利用機会が急増すると想定されることから、情報セキュリティ対策<sup>\*18</sup>について、改めて徹底していく必要がある。

## II 推進計画

### 1 策定の趣旨

本市においては、第2次玉名市総合計画後期計画の主要施策1「学校教育の充実」を受け、第3期玉名市教育振興基本計画「笑顔を育む玉名の教育プラン」の基本方針4-1「新しい教育に向けた環境を整備する」の2において「魅力ある情報教育の推進」を明記している。

この達成に向けて、本市の教育情報化の取組の方向性を示した「玉名市学校教育情報化推進計画」（以下、推進計画）を策定する。

### 2 目標

本市の学校教育情報化の現状と課題に対応するため、本推進計画のもと、「新しい学習スタイルの構築と校務の情報化の推進<sup>\*19</sup>」を基本方針に掲げ、以下の3点の目標達成を目指す。

玉名市学校教育情報化推進計画	
- 新しい学習スタイルの構築と校務の情報化の推進 <sup>*21</sup> -	
目標	1 日本教育工学協会（J A E T）における全小・中学校「学校情報化優良校」認定 <sup>*22</sup> 及び「学校情報化先進地域」認定 <sup>*23</sup> 2 教員のタブレット活用スキル基本操作30項目の定着と授業における1日2回以上のタブレット端末の活用 3 玉名市小・中学生タブレット活用スキル一覧表に基づく、基本的な操作方法の確実な定着
期間	令和4年度～令和7年度 ※ 本推進計画は、令和7年度までに取り組むべき施策の方向性を示すものである。ただし、技術革新のスピードが速いICT分野の特性を踏まえ、必要に応じ随時更新を加えるとともに、策定から3年後を目途に見直しを行い、次期推進計画を策定するものとする。

### 3 基本的な考え方

目標達成のため、教育情報化を進める3つの取組と9つの具体的取組事項を定め、学校と教育委員会が連携・協力しながら教育の情報化を進めていく。

<p>取組1 情報活用能力の育成（児童生徒）</p> <p>具体的取組事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）ICT機器の基本的な操作方法の習得と活用する力の育成</li> <li>（2）プログラミング的思考の育成</li> <li>（3）情報社会に主体的に参画する態度と情報モラル<sup>*24</sup>の育成</li> </ul>
<p>取組2 ICTを効果的に活用した授業改善（教員）</p> <p>具体的取組事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）ICTを活用した分かりやすく魅力ある授業づくり</li> <li>（2）ICT活用指導力の育成</li> <li>（3）タブレット端末持ち帰りによる、授業と家庭学習を循環させる主体的学習の推進</li> </ul>
<p>取組3 校務の情報化（教育委員会）</p> <p>具体的取組事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）校務の効率化を図ることによる、教員と児童生徒が向き合う時間の創出</li> <li>（2）家庭や地域との連携・協力に向けた情報発信の推進</li> <li>（3）情報セキュリティ対策の徹底</li> </ul>

### Ⅲ 目標を実現するための取組

#### 1 情報活用能力の育成（児童生徒）

情報活用能力は、学習活動において、コンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得ること、情報を整理・比較すること、得られた情報をもとに分かりやすく発信・伝達すること及び必要に応じて保存・共有することができる力であるとともに、各教科等の学びを支える基盤であるとされており、各教科等の特質に応じて様々な学習場面で適切に育成を図っていく必要がある。

そのため、本推進計画においては「情報活用能力の育成」を取組1と位置づけ、その実現に向けて、「ICT機器の基本的な操作方法の習得と活用する力の育成」「プログラミング的思考の育成」「情報社会に主体的に参画する態度と情報モラルの育成」を図っていく。

##### （1）ICT機器の基本的な操作方法の習得と活用する力の育成

各教科等の授業において、ICTを活用した学習活動を効果的かつ円滑に進めるためには、「玉名市小・中学生タブレット活用スキル一覧表」に基づいて、計画的・系統的にICT機器の基本的な操作方法を身に付けさせていく必要がある。さらに、これからの社会においては、膨大な情報から何が重要かを主体的に判断し、それらを収集・選択するとともに、自ら立てた問いの解決に向けて、他者と協働しながら新たな価値を生み出していくことが求められている。

そのために、まずは、授業における1日2回以上のタブレット端末の活用を目指したい。そして、課題や目的に応じた情報収集の方法について理解を深めさせるとともに、コンピュータやインターネット等の情報手段を適切に用いて、必要な情報を収集、整理、分析、表現する力や新たな意味や価値を創造する力などを児童生徒の発達段階に応じて育成していく。

## (2) プログラミング的思考の育成

プログラミング的思考とは、「自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力」であると文部科学省は定義している。このように、児童生徒が、ICTを効果的に活用し、試行錯誤しながら最適な方法で問題を解決していく力を身に付けることは、将来どのような職業に就くとしても重要であることから、各学校においては、プログラミング教育<sup>\*25</sup>を通してプログラミング的思考を育むことが求められている。

そのため、プログラミング教育が充実するよう、本市の児童生徒の実態に応じた教材・教具の整備に努めるとともに、ICT支援員を活用した児童生徒のプログラミング体験やプログラミング教育に係る教員研修等を実施するなど、プログラミング的思考を育む取組を推進していく。

## (3) 情報社会に主体的に参画する態度と情報モラルの育成

スマートフォンやタブレット端末等が児童生徒の日常生活にも急速に普及しており、インターネットの利用も多くなっている。インターネットは情報検索等で便利な反面、様々なトラブルも発生し、全国的な問題になっている。本市としても児童生徒が加害者や被害者にならないために、特別な教科道徳はもとより、情報モラル教育指導カリキュラムを活用して、教科等横断的に、児童生徒の情報モラルを育成する指導を継続して行っていく。また、児童生徒が自他の権利を尊重することで、情報社会での行動に責任を持つとともに、犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利用することができるよう、各通信事業者等が提供している情報に関する安全教室等も活用しながら、取組を推進していく。さらに、心身の健康への影響等も考えたうえで、児童生徒が自ら判断してICT機器を活用できるよう、保護者と連携した取組を進めていく。

## 2 ICTを効果的に活用した授業改善（教員）

学習指導要領（平成29年告示）では、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業づくりが求められている。そこで、ICTを効果的に活用した学習をとおして、各教科における基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図るとともに、思考力・判断力・表現力等を育成することができるよう、まずは、教員自身が、授業におけるICT活用の有用性を理解したうえで、授業づくりを行っていく必要がある。

そのため、本計画においては「ICTを効果的に活用した授業改善」を取組2と位置づけ、その実現に向けて、「ICTを活用した分かりやすく魅力ある授業づくり」「ICT活用指導力の育成」「タブレット端末持ち帰りによる、授業と家庭学習を循環させる主体的学習の推進」に取り組んでいく。

### (1) ICTを活用した分かりやすく魅力ある授業づくり

各教科等の指導においては、基礎・基本を確実に身に付けさせることはもちろんのこと、知識・技能を活用することにより思考力・判断力・表現力等を育成すること、そして、楽しく分かる授業により児童生徒の学ぶ意欲を高めることが大切である。そのためにも、タブレット端末などのICTを効果的に活用することで、学びの質を高めていく必要がある。

なお、ICTを活用すること自体を目的化するのではなく、指導の目標やねらいを明確にしたうえで、目標等を実現するための学習ツールとして効果的に活用していくことが重要である。よって、学級全体への教材の拡大提示や、個別の課題ごとの調べ学習、クラウド<sup>\*26</sup>を活用してのグループでの意見交流などといった様々な場面において、個別最適な学び、協働的な学びができるよう、ICT活用の工夫を図っていくことで、「分かりやすく魅力ある授業づくり」に取り組んでいく。

### (2) ICT活用指導力の育成

本市の教員のICT活用指導力については、令和3年度に実施した「教員のタブレット活用スキル基本操作30項目」定着状況調査の結果、学校差、個人差が大きいことが分かった。そこで、今後の児童生徒の学習に役立てるためには、教員のICT活用指導力の向上に向けた取組が不可欠であるといえる。

そのため、各学校の情報教育担当教員を対象に、ICTの活用に係る研修会を開催するとともに、各種教員研修において、教員のタブレット活用スキル基本操作30項目の定着が図れるよう、タブレット端末の基本操作について学ぶ機会を充実していく。また、ICT支援員、市の情報教育指導員及び担当職員、担当指導主事や専門性の高い教員などが、各学校のニーズに応じ訪問し、適宜

助言等を行うとともに、効果的な指導事例や資料等の提供を行うなど、ICT活用指導力の育成に取り組んでいく。

### (3) タブレット端末持ち帰りによる、授業と家庭学習を循環させる主体的学習の推進

文部科学省は、いつでもどこでも学び直しができるようになるのがICT機器のよさであり、持ち帰りを前提に有効活用してほしいとの考えを示している。本市においても、タブレット端末を家庭に持ち帰って活用することで、時間的・空間的な制約を超えた学びや創造的な学びを広げることができると捉えており、加えて子どもたちが端末をノートや鉛筆と同等の「学び」の1つのツールとして使いこなすための取組にもつながると考えている。

そのため、本市では、学校と家庭での学びのつながりを大切にするという視点から、タブレット端末を持ち帰らせ、活用を図ることで、授業と家庭学習を循環させる主体的な学習の充実を推進していく。

また、新型コロナウイルス感染症等でやむを得ず学校に登校できない児童生徒の教育的ニーズに応じてICTを活用することにより、学びを止めないよう取り組んでいく。

## 3 校務の情報化（教育委員会）

校務の情報化により事務処理の効率化を図ることで、教員が児童生徒と向き合う時間を確保し、教育の質の向上に努める必要がある。

そのため、本計画においては「校務の情報化」を取組3と位置づけ、その実現に向けて、「校務の効率化を図ることによる、教員と児童生徒が向き合う時間の創出」「家庭や地域との連携・協力に向けた情報発信の推進」「情報セキュリティ対策の徹底」に取り組んでいく。

### (1) 校務の効率化を図ることによる、教員と児童生徒が向き合う時間の創出

校務の情報化により事務処理の効率化を図ることで、教員が児童生徒と向き合う時間をより確保することができると思う。

そこで、名簿情報管理や成績処理、校務分掌業務<sup>\*27</sup>といった教員の事務負担軽減に向けて、引き続き校務支援システムの改善やICT環境の整備に努める。

また、児童生徒が自分の学習状況等に応じて学習を進めることが可能なオンライン学習教材を全小中学校に配信・提供するとともに、各教科等の学習構想案や教材の電子データ共有化を可能にするなど、授業づくりにおける効率化も図っていく。また、校務においても授業においても、日常的にICTを活用す

る学校を目指し、日本教育工学協会における全小・中学校「学校情報化優良校」認定及び「学校情報化先進地域」認定に向けて取り組んでいく。

## (2) 家庭や地域との連携・協力に向けた情報発信の推進

1人1台のタブレット端末など、今後、全ての児童生徒がICTを学習ツールとして活用するようになることから、家庭や地域の理解と協力が一層不可欠となってくる。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学校の臨時休業や、家庭学習支援のためのタブレット端末の持ち帰りについては、今後示される国の考えなども参考にしながら必要な事項を見直すなど、児童生徒が家庭において安心かつ安全に活用できるよう、保護者との連携・協力のもと取組を進める必要がある。

そのため、「学校教育の情報化の推進」に向けた本市の取組について、保護者向け説明資料を作成・配布するとともに、各学校において、参観日等で保護者に説明を行ったり、情報モラルに関する授業やICT機器を活用した授業を公開したりして啓発を図っていく。また、学校Webサイトやメール等、ICTを活用した家庭・地域への迅速かつ積極的な情報発信に努めていく。

## (3) 情報セキュリティ対策の徹底

教育の情報化を進めていくうえで、児童生徒の個人情報などの情報資産の適正な管理と運用は欠かせないものであり、特にGIGAスクール構想においては、児童生徒と教員がタブレット端末を利用してデータを送受信するほか、一部の情報をクラウド上に保管することから、各学校において情報セキュリティ対策を徹底する必要がある。

そのため、本市では、玉名市情報セキュリティ規則及び玉名市情報セキュリティ対策基準により、情報セキュリティを確保しているが、各学校においては、クラウド上に児童生徒の学習成績や連絡先などの個人情報を保存しないことなどについて、細部のルールを作り情報管理を徹底していく。また、本市の情報セキュリティに関する各種規程に基づく情報資産の管理と適正な取扱いに向け、毎年度、各学校のリーダー教員を対象とした研修会を実施するとともに、各学校において、情報セキュリティポリシー<sup>\*29</sup>等に関する校内研修を実施していく。



## 2 玉名市小学校教員タブレット活用スキル ”子供たちのために これだけは身に付けておこう！”

### 基本操作30項目【小学校版】

自己評価  
前期 後期

		自己評価 前期	後期
カ メ ラ	1	カメラ機能を使って写真の「撮影」「閲覧」「保存」をする	
	2	カメラ機能を使って動画の「撮影」「閲覧」「保存」をする	
	3	カメラ機能を使ってQRコードを読み取る	
ス ク ー ル タ ク ト	1	「チャンネル」で児童に「個別メッセージ」を送信する	
	2	「チャンネル」で児童に「クイズ」「なぞなぞ」を出題する	
	3	「チャンネル」で児童に「アンケート」を送信する	
	4	URLを投稿してダイレクトに該当ページの閲覧をする	
	5	自分の作ったデータの「保存」をする	
	6	既存のデータや自分が作った課題を「配付」する	
	7	児童にデータを「提出」させる	
	8	児童のデータを「回収」する	
	9	児童のデータを「添削」「返却」する	
	10	児童のデータを画面一覧で「閲覧」する	
	11	児童の画面を一斉に「画面ロック」する	
	12	スクールタクトで「文字入力」「写真挿入」を行う	
	13	児童にノートを「一覧表示」する	
	14	「eboard」でドリル学習をさせる	
	15	「eboard」のドリル学習を印刷する	
	16	「みんなでプログラミング」で、簡単なプログラミング学習をする	
	17	「みんなでプログラミング」で、タイピング練習をする	
3 6 5 オ フ イ ス	1	「Office 365」のOneDriveにデータの「保存・共有」を行う	
	2	「Office 365」のOneNoteにメモする	
	3	「Office 365」のOneNoteで共同編集する	
	4	「Office 365」のFormsで簡単なアンケートを作成する	
W e b 会 議	1	「Microsoft Teams」を使ってビデオ会議を行う	
	2	「Zoom」を使ってビデオ会議を行う	
	3	マイクの調整を行う	
	4	カメラの調整を行う	
	5	画面の操作を行う	
	6	画面共有を行う	

# 玉名市中学校教員タブレット活用スキル ”子供たちのために これだけは身に付けておこう！”

## 基本操作30項目【中学校版】

自己評価	
前期	後期

		自己評価	前期	後期
カ メ ラ	1	カメラ機能を使って写真の「撮影」「閲覧」「保存」をする		
	2	カメラ機能を使って動画の「撮影」「閲覧」「保存」をする		
	3	カメラ機能を使ってQRコードを読み取る		
ス カ イ メ ニ ュ ー	1	電子連絡帳を使用する		
	2	出欠ノートを使用する		
	3	提出物から「提出箱」を作成する		
	4	URLを投稿してダイレクトに該当ページの閲覧をする		
	5	自分の作ったデータを「保存」する		
	6	既存のデータや自分が作った課題を「配付」する		
	7	生徒にデータを「提出」させる		
	8	生徒のデータを「回収」する		
	9	生徒のデータを「添削」「返却」する		
	10	生徒のデータを画面一覧で「閲覧」する		
	11	生徒の画面を一斉に「画面ロック」する		
	12	発表ノートで「文字入力」「写真挿入」を行う		
	13	生徒にノートを「一覧表示」する		
	14	eライブラリーでドリル学習をさせる		
	15	eライブラリーの学習内容を印刷する		
	16	「ポジショニング機能」を活用する		
	17	シンプルプレゼンを活用する		
3 6 5 オ フ イ ス	1	「Office 365」のOneDriveにデータの「保存・共有」を行う		
	2	「Office 365」のOneNoteにメモする		
	3	「Office 365」のOneNoteで共同編集する		
	4	「Office 365」のFormsで簡単なアンケートを作成する		
W e b 会 議	1	「Microsoft Teams」を使ってビデオ会議を行う		
	2	「Zoom」を使ってビデオ会議を行う		
	3	マイクの調整を行う		
	4	カメラの調整を行う		
	5	画面の操作を行う		
	6	画面共有を行う		

### 3 情報モラル指導カリキュラムチェックリスト

領域	分野	校種	学年	コード	指導事項	チェック欄(※指導したら○を付ける)														
						小学校						中学校			教科等					
						1	2	3	4	5	6	1	2	3						
心を磨く領域	情報社会の倫理	小	低	a1-1	約束や決まりを守る	■														
			中	a2-1	相手への影響を考慮して行動する															
		高	a3-1	他人や社会への影響を考慮して行動する								■								
			中全	a4-1	情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する									■						
		小	低	b1-1	人の作ったものを大切にすることを学ぶ			■												
			中	b2-1	自分の情報や他人の情報を大切にすること				■											
			高	b3-1	情報にも、自他の権利があることを知り、尊重する								■							
				中全	b4-1	個人の権利(人格権、肖像権など)を尊重する														
	中全	b4-2	著作権などの知的財産権を尊重する																	
		法の理解と遵守	低	c1-1	生活の中でのルールやマナーを知る	■														
	小		中	c2-1	情報の発信や情報やりとりする場合のルールやマナーを知り、守る				■											
			高	c3-1	何がルール・マナーに反する行為かを知り、絶対に行わない															
			中全	c3-2	「ルールや決まりを守る」ということの社会的意味を知り、尊重する															
	中全		c3-3	契約行為の意味を知り、勝手な判断で行わない																
c4-1			違法な行為とは何かを知り、違法だとわかった行動は絶対に行わない															■		
c4-2		情報の保護や取り扱いに関する基本的なルールや法律の内容を知る																		
公共的なネットワーク社会の構築	中	i2-1	協力し合ってネットワークを使う																	
	高	i3-1	ネットワークは共用のものであるという意識を持って使う																	
	中全	i4-1	ネットワークの公共性を意識して行動する														■			
知恵を磨く領域	安全への配慮	小	低	d1-1	大人と一緒に使い、危険に近づかない			■												
			中	d1-2	不適切な情報に出合わない環境で利用する															
		高	d2-1	危険に出合ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する																
			中全	d2-2	不適切な情報に出合ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する															
		中全	d3-1	予測される危険の内容がわかり、避ける																
			d3-2	不適切な情報であるものを認識し、対応できる																
		中全	d4-1	安全性の面から、情報社会の特性を理解する																
			d4-2	トラブルに遭遇したとき、主体的に解決を図る方法を知る																
	小	低	e1-2	知らない人に連絡先を教えない																
		中	e2-1	情報には誤ったものもあることに気付く																
			e2-2	個人の情報は、他人にもらさない																
		高	e3-1	情報の正確さを判断する方法を知る																
	e3-2		自他の個人情報を、第三者にもらさない																	
	中全	e4-1	情報の信頼性を吟味できる																	
e4-2		自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる															■			
小	低	f1-1	決められた利用の時間や約束を守る																	
	中	f2-1	健康のために利用時間を決め守る																	
	高	f3-1	健康を害するような行動を自制する																	
		f3-2	人の安全を脅かす行為を行わない																	
中全	f4-1	健康の面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる																		
	f4-2	自他の安全面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる																		
情報セキュリティ	小	中	g2-1	認証の重要性を理解し、正しく利用できる																
	高	g3-1	不正使用や不正アクセスされないように利用できる																	
	中全	g4-1	情報セキュリティの基礎的な知識を身につける																	
	小	高	h3-1	情報の破壊や流出を守る方法を知る																
中全	h4-1	基礎的なセキュリティ対策が立てられる																		

#### 4 情報モラル教育指導カリキュラム 小1～中3〔各学年2時間〕

領域	分野	校種	学年	コード	指導事項	画像No	タイトル
心を磨く	情報社会の倫理	小	1	a1-1	約束や決まりを守る	No.7	ネットで悪口が罪になる (2:01)
心を磨く	法の理解と遵守	小	1	c1-1	生活の中でのルールやマナーを知る	No.8	おもしろ半分では無責任 (1:46)
心を磨く	情報社会の倫理	小	2	b1-1	人の作ったものを大切にすることを	No.18	コピーしてもいいの (2:15)
知恵を磨く	安全への配慮	小	2	d1-1	大人と一緒に使い、危険に近付かない	No.11	住所や電話番号をおしえるのは慎重に(2:01)
心を磨く	法の理解と遵守	小	3	c2-1	情報の発信や情報をやりとりする場合のルールやマナーを知り、守る	No.6	ネットで悪口は要注意 (3:12)
知恵を磨く	安全への配慮	小	3	d2-2	不適切な情報に出合ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する	No.3	大人向けの情報に注意 (2:13)
心を磨く	情報社会の倫理	小	4	b2-1	自分の情報や他人の情報を大切にする	No.14	肖像権に気をつけて (2:25)
知恵を磨く	安全への配慮	小	4	f2-1	健康のために利用時間を決め守る	No.60	ケータイゲーム機に夢中になると(2:57)
心を磨く	情報社会の倫理	小	5	b3-1	情報にも、自他の権利があることを知り、尊重する	No.10	ネットいじめは人権侵害 (3:24)
知恵を磨く	安全への配慮	小	5	d3-2	不適切な情報であるものを認識し、対応できる	No.47	無料につられたら… (2:41)
心を磨く	情報社会の倫理	小	6	a3-1	他人や社会への影響を考えて行動する	No.55	おもしろ半分の投稿で人生だいなし!?(2:55)
知恵を磨く	安全への配慮	小	6	f3-2	人の安全を脅かす行為を行わない	No.22	携帯電話をなくしたら利用停止。でも…(2:26)
心を磨く	情報社会の倫理	中	1	a4-1	情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する	No.5	ブログ(Blog)の有効活用 (2:06)
知恵を磨く	安全への配慮	中	1	e4-2	自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる	No.66	スマホのマナー (3:57)
両方の領域	公共的なネットワーク社会の構築	中	2	i4-1	ネットワークの公共性を意識して行動する	No.53	読まれたのに返事がこない… (4:32)
知恵を磨く	安全への配慮	中	2	f4-1	健康の面に配慮した、情報メディアとのかかわり方を意識し、行動できる	No.54	やめたいけれど、やめられない…(3:33)
心を磨く	法の理解と遵守	中	3	c4-1	違法な行為とは何かを知り、違法だとわかった行動は絶対に行わない	No.16	他人の絵や文章のコピーは要注意(1:54)
知恵を磨く	情報セキュリティ	中	3	g4-1	情報セキュリティの基礎的な知識を身につける	No.31	スパイウェアに注意 (2:48)

JAPET&CEC 一般社団法人日本教育情報化振興会 ネット社会の歩き方 先生大人向け 参照

画像は、<http://www2.japet.or.jp/net-walk/>の一覧表から探すをクリック

## 5 教育の情報化のための環境整備

本市において、整備を行った主な ICT 機器等については、以下のとおり。

整備年度	項目	内容
令和2年度	(1)校内無線 LAN 整備 (2)充電保管庫整備	(1)校内(普通教室や特別教室)の無線 LAN 環境の整備 (2)普通教室及び特別支援学級(学校 1 台)にタブレット端末用充電保管庫の整備
令和2年度	校務用パソコン	教職員校務用パソコンの更新
令和2年度	タブレット端末	児童生徒及び教職員タブレット端末の整備
令和2年度	授業支援ソフトウェア 学習支援ソフトウェア の整備	タブレット端末整備と合わせて、授業等を支援するソフトウェアを整備 小学校 スクールタクト、eboard 中学校 スカイメニュー、eboard、e ライブラリ
令和2年度	モバイルルーター	タブレット端末を校外、家庭でもインターネットに接続できる環境を整備するために購入
令和3年度	校務支援システム	・スズキ校務(教職員が児童生徒の出欠席や成績等を一元的に管理するシステム) ・ミライム(教職員の出退勤管理や教職員同士の連絡機能に関するシステム) ※ゆう net(教職員のサービス管理システム)については、GIGA スクール構想より以前に導入済
令和3年度	ICT 支援員	ICT 支援員5名を各校に月7回(3時間)以上派遣
令和3年度	大型提示装置	各校、各普通教室に電子黒板機能付きプロジェクター136台を更新、14台を新規設置
令和4年度	ICT 支援員	ICT 支援員5名を各校に月7回(3時間)以上派遣
令和4年度	SIM カード通信費	校外、家庭学習のための SIM カード通信費を整備 令和4年9月から、市内小・中学校でタブレット端末を家庭に持ち帰らせての学習を実施

今後の環境整備については、ICT 機器の利活用状況・進捗状況等を随時把握し、管理を行いながら進めていく必要がある。そのため、校務用パソコン・タブレット端末・校務支援システム・大型提示装置の更新を計画的に実施し、令和5年度以降の ICT 支援員の配置と SIM カード通信費の継続を目指す。

## 6 用語解説

※ 文中の数字がついている語句について、説明しています。

用語	意味
1 GIGAスクール構想 (P1)	GIGAとは、Global and Innovation Gateway for Allの略。「GIGAスクール構想」とは、「Society5.0時代を生きる子供たちに相応しい、誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された創造性を育む学びを実現するため、『1人1台端末』と学校における高速通信ネットワークを整備する」という構想で、令和元年12月に文部科学省が立案した。
2 学習指導要領 (P1)	法令に基づいて国が定めた教育課程の基準で、文部科学大臣により公示される。各教科・科目、特別活動などの目標、内容、内容の取扱い等を大綱的に示したもの。
3 言語能力 (P1)	相手が話している言葉や書いてある文章を理解すること。また、言葉を用いて意思を伝えるときに使う力。
4 情報活用能力 (P1)	情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して問題を発見・解決したり、自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力。
5 ICT (P1)	Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術のこと。情報処理や通信に関する技術のことであるが、それにとどまらず、これらを活用した機器やサービスなども含む幅広い概念。
6 無線LAN (P2)	無線通信を利用してデータの送受信を行うネットワークシステム。
7 タブレット端末 (P2)	コンピュータ製品の分類の一つで、通常のキーボード操作に加え、液晶画面に指で触れて操作できるタッチパネルを搭載しているタイプの製品のこと。
8 大型提示装置 (P2)	プロジェクター、デジタルテレビ、電子黒板のこと。
9 協働学習 (P2)	クラスやグループに与えた課題に対して、児童・生徒同士が教え合い、学び合う協働的な学び。文部科学省によって推奨されており、今後の教育に不可欠となっている。
10 授業支援ソフトウェア (P2)	授業の質を高め効率的に行うために、タブレットやパソコンなどのコンピュータに命令を出すためのプログラムのこと。玉名市では、小学校はスクールタクト、中学校はSKYMENUを導入している。
11 学習支援ソフトウェア (P2)	タブレットやパソコンなどを使って学習するためのデジタル教材のこと。玉名市では、小学校はeboard、中学校はeboardとeライブラリなどを使っている。

12 学校における教育の情報化の実態等に関する調査 (P2)	文部科学省が昭和63年(1988年)から実施している調査。学校のインターネット接続環境、ICT機器、教員のICT活用指導力の状況など、国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的とする。
13 校務支援システム (P2)	児童生徒の名簿管理や成績処理、教員の文書管理などの学校事務を電子的に処理することが可能な一連の仕組み。
14 遠隔教育 (P2)	遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育の総称。遠く離れた地点同士のやり取りで使われる。
15 オンライン学習 (P2)	インターネット上の学習教材を利用し、パソコンやタブレットPC等を使って学ぶ学習の総称。
16 校務支援ソフトウェア (P2)	児童生徒の名簿管理や成績処理、教員の文書管理などの学校事務を電子的に処理することが可能なプログラムやデータの総称。玉名市では、ゆうnet、スズキ校務、ミライムを導入している。
17 ICT支援員 (P2)	ICTを活用した授業等を教員がスムーズに行うための支援を行う人材。
18 情報セキュリティ対策 (P3)	情報にアクセスできる人の制限(機密性)や情報の欠損の防止(完全性)、情報が必要なときに問題なく使える状況の確保(可用性)に対する脅威から、組織の情報資産を保護すること。
19 新しい学習スタイルの構築 (P3)	タブレット端末を活用し、個々の学ぶ力を引き出すなど、主体的・対話的で深い学びの実現を目指す取組。
20 校務の情報化 (P3)	ICTを有効に活用して、校務を効率的に遂行できるようにすることにより、よりよい教育を実現させること。
21 日本教育工学協会 (JAET) (P3)	学校教育にかかわる教員・研究者・企業が、わが国の教育の向上に資するために組織化した団体。
22 学校情報化優良校認定 (P3)	日本教育工学協会(JAET)から情報化によって教育の質の向上を実現していると認定された学校
23 学校情報化先進地域認定 (P3)	日本教育工学協会(JAET)から「学校情報化優良校の認定を受けた学校が一定の割合に達した」と認定された地域
24 情報モラル (P4)	情報社会の中で、危険を回避し責任ある行動ができるようになるために身に付けるべき基本的な態度や考え方。
25 プログラミング教育 (P5)	児童生徒がコンピュータに指示することで意図した処理ができたという体験等を通して「論理的思考力」を育む教育。

26 クラウド (P6)	クラウドコンピューティングの略。ユーザーがハードウェアを購入したり、ソフトウェアをインストールしなくても、インターネットを通じて情報を必要な時に必要な分だけ利用できる考え方。
27 校務分掌業務 (P7)	学校を運営するために教員が分担して行う仕事。
28 Webサイト (P8)	ひとまとまりに公開されているWebページ群。また、そのようなページ群が置いてあるインターネット上での場所。
29 情報セキュリティポリシー (P8)	組織内の情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策等を包括的に定めたもの。